

1 相談の概要

- 平成21年4月から平成22年2月までの消費生活相談件数は7,258件で、前年同時期(7,001件)に比べ若干増加
- 「不当請求・架空請求」は1,454件と前年同時期(1,352件)に比べ増加し、相談全体の約2割を占め、引き続き注意が必要
- 未公開株に関する相談が引き続き増加傾向にあり、注意が必要

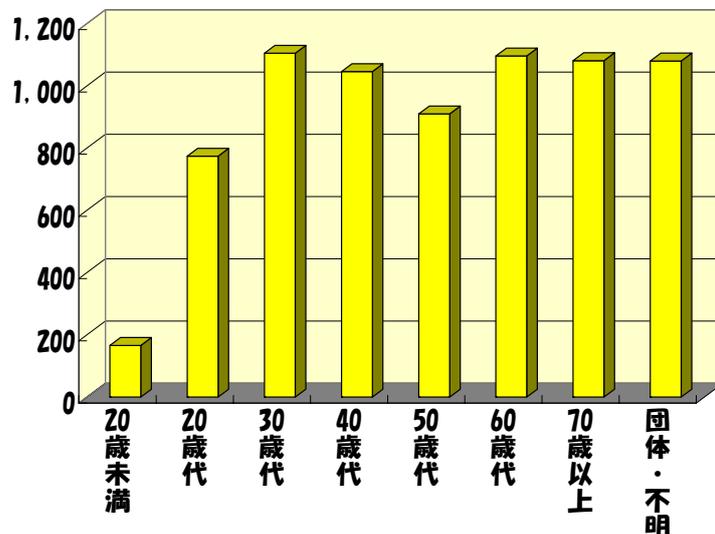
相談件数の上位

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	1,454	20.0%	はがきによる架空請求, アダルト情報サービス
フリーローン・サラ金	759	10.5%	多重債務など
賃貸住宅	600	8.3%	敷金返還トラブル・更新料
書籍・印刷物	164	2.3%	新聞販売・同窓会名簿・紳士録
家屋修繕工事	147	2.0%	屋根, 床下工事, 設備工事
教室・講座	116	1.6%	資格講座・パソコン教室・英会話教室
生命保険	104	1.4%	生命保険・共済, 損害保険などの支払トラブル
預貯金・証券等	101	1.4%	預貯金, 株式・証券取引, 未公開株
移动通信サービス	101	1.4%	携帯電話通話料・パケット通信料
自動車	98	1.4%	自動車等の購入, コインパーキング利用のトラブル
その他	3,614	49.7%	
合計	7,258	100.0%	

年齢構成

年齢	件数	構成比
20歳未満	166	2.3%
20歳代	774	10.7%
30歳代	1,105	15.2%
40歳代	1,046	14.4%
50歳代	910	12.5%
60歳代	1,096	15.1%
70歳以上	1,081	14.9%
団体・不明	1,080	14.9%
合計	7,258	100.0%



2 「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルに御注意を！

クレジットカードで現金化するとうたって、クレジットカードのショッピング枠で商品等を購入させ、それを業者が買い取ることで消費者に現金が渡るといふ買取屋による「クレジットカード現金化」が近年増加しています。

また、最近では消費者にキャッシュバック付商品をクレジットカード決済で購入させ、購入した商品とともに現金を渡すというキャッシュバック方式による手口も増加してきました。こうした「クレジットカード現金化」を利用することは、クレジットカード契約に違反する行為で、また、消費者自身も思わぬトラブルに巻き込まれるおそれがある大変危険な取引ですので注意しましょう。

<問題点>

1 クレジットカード契約違反行為である

「クレジットカードの現金化」はクレジットカード契約に違反する行為であり、クレジット業界で禁止している行為です。「クレジットカード現金化」を利用すると、消費者は退会処分等になることもあり、退会処分になった場合には一度に利用金額を支払わねばならない等のおそれがあります。

2 利用をした多くの消費者が支払い困難に陥る

消費者金融等から融資を受けられない消費者が「クレジットカード現金化」を利用するケースが多いのですが、「クレジットカード現金化」の利用が当該消費者の状況を更に深刻にしたり、新たな多重債務者を生むきっかけともなります。

3 入金されなかったり連絡がとれなくなったりするケースもある

「送金後連絡をされると言われたが、融資はなく、電話にも出ない」など、詐欺的なケースもあります。また、解約をしようとしたら、キャンセル料を上乗せされて請求をされたという事例やキャンセルをしたのに口座引き落としがされていたという事例もあります。

<対処法>

1 クレジットカードの現金化は絶対に利用しないこと

「クレジットカード現金化」を利用すると、一時的に現金を手に入れることができても、その金額よりも高額なクレジットカードの支払に追われるため、大変大きなリスクの伴う行為です。現在債務を抱えている人のみならず、債務を抱えていない人も「クレジットカード現金化」を利用することで債務が膨らんでしまう可能性が大いにあることに注意しましょう。

さらに、不正な利用方法であることを知りながら「クレジットカード現金化」を利用することは消費者も詐欺罪（刑法第246条）等が適用される可能性があるため、クレジットカードの現金化は絶対に行わないようにしましょう。

2 「安心」「安全」という文言を信用しないこと

クレジットカード現金化業者は「安心」「安全」「合法」と広告等でうたっていますが、実際の現金化の取引はクレジットカード契約違反の危険な取引です。決して信用しないようにしましょう。

3 契約内容を不審に感じたり、断りきれず利用してしまった場合はすぐに相談すること

求職時や融資を受けようとしている時など、自分がクレジットカードのショッピング枠を現金化する意思を持っていないとも巻き込まれるケースや借金の整理をしようとしてクレジットカードのショッピング枠を現金化する方法を選択する消費者も多くみられます。少しでも内容を不審に感じたり、断り切れず利用をしてしまったら、すぐに家族や市民総合相談課（市民生活センター ☎256-0800）に相談してください。

3 事故情報 日立アプライアンス株式会社 「家庭用バイオ式生ごみ処理機【無償交換】」

日立アプライアンス株式会社が、平成15年（2003年）2月から製造した生ごみ処理機「BGD-X150」「BGD-X180」「BGD-X180-1」「BGD-X150SK-1」「BGD-V18」に不具合があり、場合によっては発煙・発火に至る恐れがあることが判明しました。該当機種をお持ちの方は、無料交換を実施することですので、以下の窓口まで御連絡をお願い致します。なお、平成20年（2008年）11月にてバイオ式生ごみ処理機の生産は完了しているため、乾燥式生ごみ処理機と交換することです。

なお、交換については御連絡後、お買い求めの販売店、日立アプライアンス株式会社の係員若しくは委託した配送会社（佐川急便（株））の担当者が訪問のうえ、乾燥式生ごみ処理機（ECO-V30）との交換を実施させていただくことです。

<対象商品>

対象商品名	製品型式	製造番号	型式および製造番号の表示位置
日立家庭用バイオ式生ごみ処理機	BGD-X150 BGD-X180 BGD-X180-1 BGD-X150SK-1 BGD-V18	全数対象	<p>型式表示 BGD-X180/BGD-X180-1 BGD-X150SK(*1) BGD-V18</p> <p>製造番号は裏面に記載</p> <p>型式表示 BGD-X150</p>

※ 1
BGD-X150SK-1の型式表示はBGD-X150SK、製造番号記載のネームプレートにはBGD-X150SK-1と表示されています。

<連絡先>

日立生ごみ処理機受付センター		(フリーダイヤル) 0120-340-528
受付時間	5/30 (日) まで	午前9時～午後7時 (毎日)
	5/31 (月) 以降	午前9時～午後5時 (土、日、祝日及び年末年始、夏期休暇等の会社休日を除く)

<国民生活センターホームページ>

http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20100520_1.html

4 「消費者川柳」の募集について

京都市では、消費者被害の防止と消費者の自立に向け、市民自らが消費生活についての意識を高める機会とするため、日々の消費生活の悲喜こもごもとした光景や悪質商法への警鐘などを詠んだ「消費者川柳」を募集します。

優秀作品は、京都市が発行する生活情報誌「マイシティライフ」に、毎号1作品（年間4作品）を掲載するとともに、図書カード又はトラフィカ京カードを進呈します。

旬の出来事を盛り込んだ作品や、ユーモアあふれる作品など、色々な川柳をお待ちしています。

- 1 応募資格 京都市内にお住まい又は通勤通学されている高校生以上の方
- 2 応募内容 「消費生活に関する五・七・五の川柳」と「作品に込めた一言コメント」
※ 応募作品は未発表のオリジナル作品に限ります。
- 3 応募方法 ハガキ又はA4判の紙（書式任意）に、郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、作品及び作品についての一言コメントを記入し、郵送又はFAXにより応募してください。また、京都市のホームページからも応募できます。
なお、応募期間は設けていませんので、随時応募いただけます。
- 4 その他 優秀作品については、生活情報誌「マイシティライフ*」に、毎号1作品を掲載するとともに、謝礼として図書カード又はトラフィカ京カード3,000円分を進呈します。
※ マイシティライフ…消費生活に関する様々な情報を満載した生活情報誌
年4回発行（3月1日、6月1日、9月1日、12月1日）
市役所案内所、区役所・支所、市立図書館等で無料配布
- 5 応募・問い合わせ先 市民総合相談課 くらしの達人・消費者川柳担当
〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階
TEL 256-1110 FAX 256-0801
http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市市民総合相談課 ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（多重債務相談専用）
さいむゼロ

消費生活相談受付時間 月～金（祝休日除く。）午前9時～正午

午後1時～午後4時

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F（市民生活センター）

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

を御覧ください。

* 週末（土、日、祝休日）の相談は、消費生活週末電話相談へ

☎257-9002 午前10時～午後4時

